

説明資料に関する質問回答表

投稿 No.	ご質問	回答
1	<p>「組合せ加点(国土交通省登録資格)R5試行方針)」に関して、橋梁点検業務を事例としてあげられていましたが、地質調査業務・設計業務・他点検業務も試行の対象となるのでしょうか。</p> <p>対象となる場合は年間で何件程度を想定されているのでしょうか。</p>	<p>関東地方整備局としては、国土交通省登録資格との組合せ評価について(試行)は、令和5年度の実施方針として橋梁点検(診断)業務を対象に試行を実施することしております。</p> <p>なお、地質調査業務・設計業務・他点検業務への適用につきましては、必要に応じて今後検討して参ります。</p>
2		
3		